

緑輝く いきいき 新庄

広報

しんじょう

2
2004

SHINJO PUBLIC RELATIONS No.554

ISO14001

14年7月認証取得



都市計画マスタープラン	2
申告相談Q&A	4
介護保険サービス事業所	6
地域スポーツクラブ	8
江戸家老／いきいき新庄人	
2月のお知らせ	12
2学期制	14



わたしたちのまちを住みやすくするために・・・

新庄都市計画区域 マスタープラン

市は、道路や建物、土地利用の区分(用途地域)など、まちづくり整備の基本となる都市計画を定め、計画的に都市・生活基盤の整備を進めています。その都市計画の基本方針となるのが県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)です。今回、マスタープランがまとまりましたので、その概要をお知らせします。

目標年次 (基準年次=平成12年)

平成32年の都市の姿をイメージしています。

都市計画の目標

自然と都市が調和した最上エコポリスの中核都市

①都市づくりの方向性

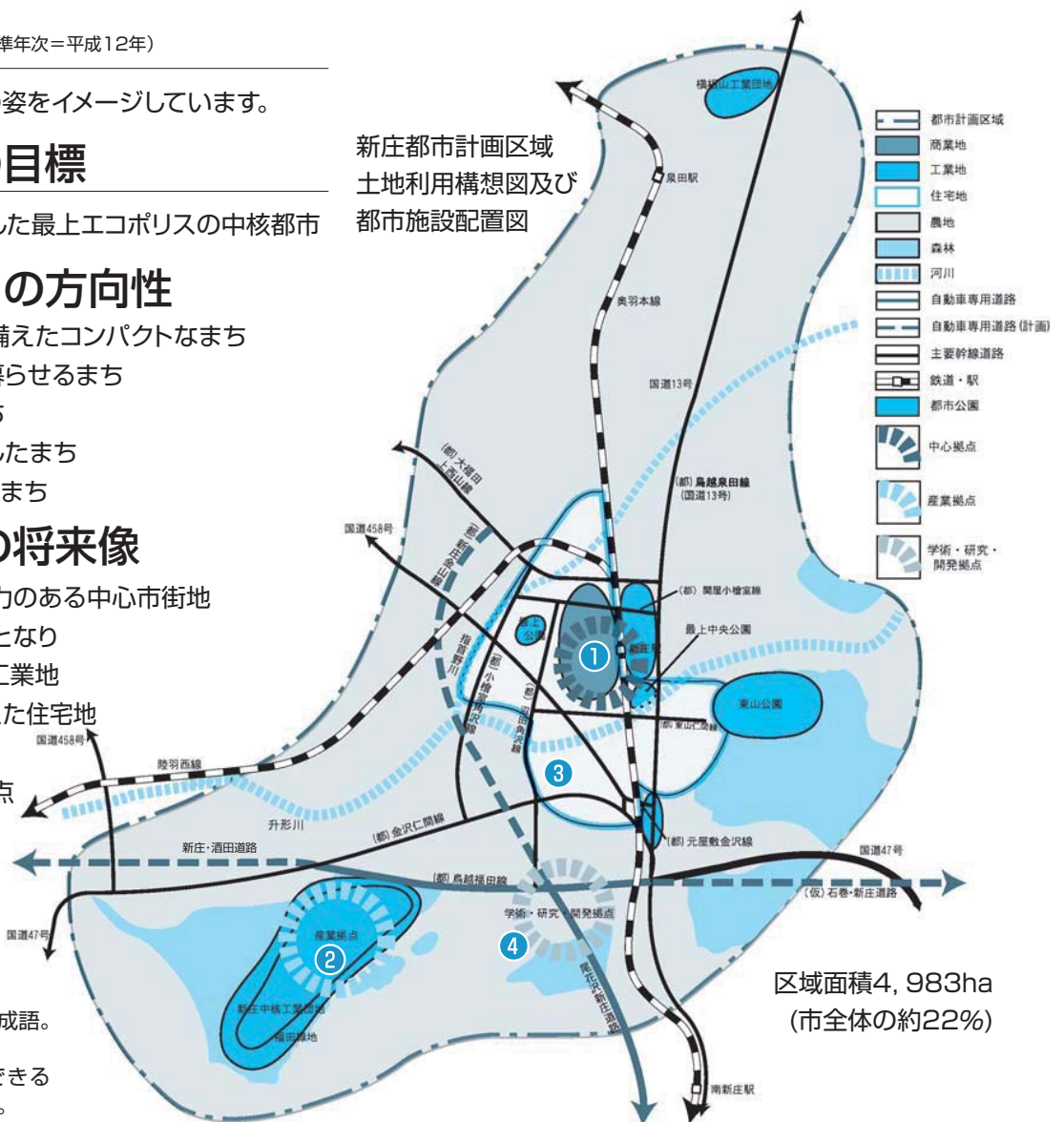
- 良好な都市環境を備えたコンパクトなまち
- 高齢者も安心して暮らせるまち
- 自然と共生するまち
- 美しい景観を生かしたまち
- 新庄らしさを感じるまち

②地域ごとの将来像

- ① 水と緑が豊かで活力のある中心市街地
- ② 広域的な産業拠点となり地域をけん引する工業地
- ③ 良好な住環境を備えた住宅地
- ④ 地域の明日を担う学術・研究・開発拠点

※エコポリスとは？
エコロジーとポリスの合成語。
自然と街が一体となり、
環境と共生した生活ができる
理想的な地域社会のこと。

新庄都市計画区域
土地利用構想図及び
都市施設配置図



区域面積4,983ha
(市全体の約22%)

区域区分(線引き)

今後においても無秩序な市街化を助長する要因が少ないものと想定されるため、区域区分(線引き)を行いません。

※区域区分(線引き)とは？

都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けること。「市街化区域」は、既に市街地となっている地区と今後10年以内に優先的・計画的に市街化を進める区域です。「市街化調整区域」は市街化を抑制する区域で原則として開発行為は禁止されます。

都市計画の決定の方針

◎詳しくは、都市開発課まちづくり推進室 ☎内線533・534、最上総合支庁道路計画課 ☎28-7750へ。

■土地利用

現在の用途地域を基本として、次のように土地利用を進めます。

商業・業務地

新庄駅以西の中心市街地を商業・業務地として位置づけ、土地の高度利用を図りながら、利便性の向上と機能の充実を図り、中心商業地の形成を推進します。

工業地

新庄中核工業団地、横根山工業団地を工業地と位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ機能の維持・増進を図ります。特に、新庄中核工業団地を産業拠点と位置づけます。県農業研究研修センター周辺は、その立地特性を生かした学術・研究・開発拠点と位置づけ、研究開発型産業や新たな時代をリードする知識集約型産業の集積を目指します。

住宅地

現在の用途地域の住居系用途地域を原則的に住宅地と位置づけ、今後とも居住環境の向上を図ります。準工業地域のうち市街地北部(常葉地区)、南部(末広地区)など、工場の移転により土地利用と用途指定の実態が異なっている地域は、住居系用途地域への転換を検討していきます。用途指定区域内の未利用・低利用地は、基盤施設と宅地の一体的整備の検討を行っていきます。

■都市施設

道路

○自動車専用道路／広域交通を担う道路

県内での広域的な連携強化を図るため、現在、整備が進められて都市計画道路・新庄金山線(将来は東北中央自動車道の一部に組み込まれる予定)を南北軸として、庄内地方と連絡する新庄・酒田道路、宮城県と連絡する石巻・新庄道路(仮称)を東西軸として位置づけます。

○主要幹線道路／都市の骨格を形作る道路

南北軸となる国道13号、東西軸となる国道47号を主要幹線道路と位置づけ、連絡機能の強化を図ります。関屋小檜室線、小檜室角沢線、大福田上西山線、沼田角沢線、東山仁間線、国道458号を都市の幹線道路と位置づけます。

○駅前広場

新庄駅前広場は、最上地域の玄関口として位置づけます。交通ネットワークの要として、公共交通機関の利便性の向上、観光客に対する新庄らしさの演出、施設のバリアフリー化などを図ります。

○その他

中心市街地では、歩いて暮らせるまちづくりを実現し、にぎわいのあるまちの演出のため、歩行者が安心して楽しく歩ける空間の確保に努めます。地区道路では、歴史的建築物や地域づくりの視点から道路機能を再検討します。

■市街地開発事業

おおむね今後10年以内に優先的に実施する予定の事業はありませんが、良好な居住環境と都市基盤の整備促進のため、土地区画整理事業導入などの検討を行っていきます。

■自然的環境の整備・保全

環境保全・景観のための緑地

市街地を取り囲む山岳、丘陵地、市街地を流れる河川の緑地を保全します。また、最上公園を歴史的風土を残す緑地として保全します。

レクリエーションのための緑地

身近な遊び場やいこいの場として、住宅地の公園を位置づけます。広域的なレクリエーションの場として最上公園を、スポーツレクリエーションの核となる公園として東山公園を、地域づくりの拠点として広域からの集客・交流・レクリエーションの場となる公園として、「ゆめりあ」「かむてん公園」を一体的に位置づけます。

防災のための緑地

身近な避難地・災害復旧の場として、住宅地の公園を位置づけます。新庄中核工業団地の防災緑地として福田緑地を位置づけます。災害時の避難路の確保のため幹線道路の緑化を進めます。

下水道

用途地域内では下水道の整備が着実に進んでおり、整備率は約60%となっています(平成12年度末)。今後も、市街地を中心に下水道の整備を進めます。他の区域は、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置などを促進します。

河川

市街地を流れる指首野川は河川改修を進めるとともに、うるおいやすらぎの水辺として整備を図ります。中の川は、中心市街地の活性化につながる水辺のにぎわい空間を創造するため、整備手法を検討します。

※用途地域とは？

住み良いまちづくりのため、建築できる建物の種類・用途・高さなどについて制限される地域のこと。

※バリアフリーとは？

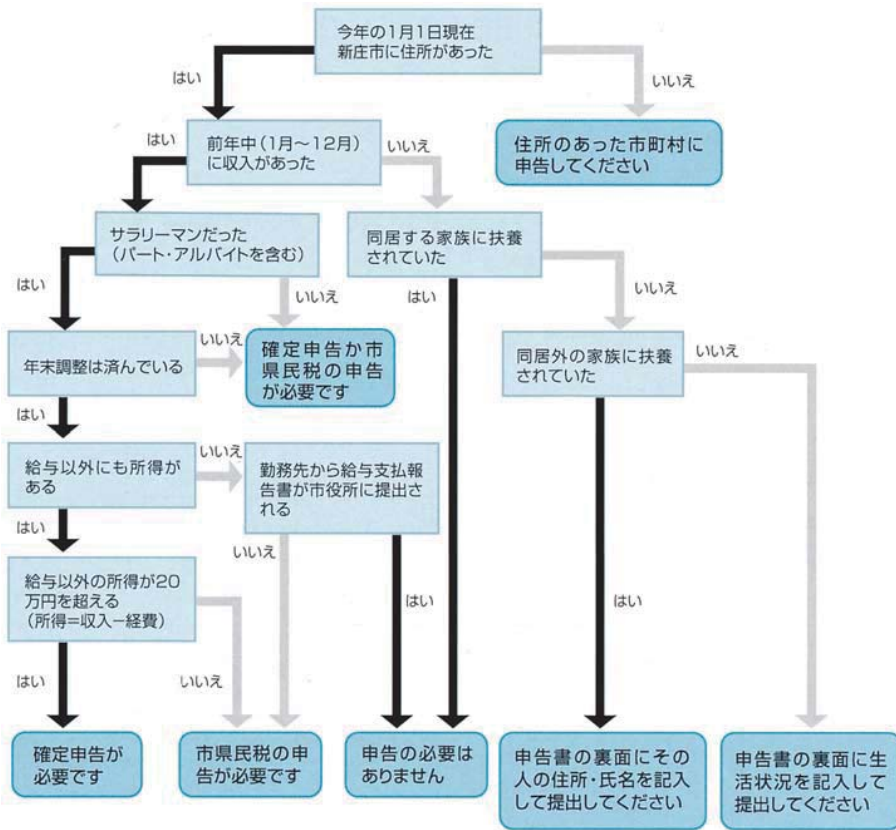
高齢者や障害者などに配慮し、段差や仕切りなどの交通障害を取り除くこと。

市・県民税の申告は3月15日まで

所得がなくても申告は必要ですか？

今年も、二月二日から市・県民税の申告相談が始まりました。市の歳入全体に占める市税の割合は約三割。今年の市・県民税の申告相談は三月十五日までとなっています。昨年一年間の総決算として、収入や経費・所得控除などを正しく申告しましょう。

申告が必要かどうか確認しましょう



申告が必要な人

平成十六年一月一日現在、市内に居住していた人は、原則として申告が必要です。ただし、次のような人は課税資料が市役所に届くため、申告しなくてもよいことになっています。

- ① 十五分所得税の確定申告する人
- ② 給与と所得のみで、勤務先から市に年末調整後の給与支払報告書が提出されている人
- ③ 公的年金のみの受給者で、申告書が送付されなかった人

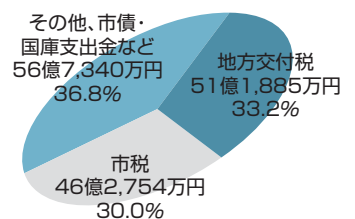
申告相談会場

▼市民文化会館小ホール
▼受付時間 午前九時～午後三時
今年から市・県民税の申告相談の会場は事務の効率化を図るために、市民文化会館のみとなりました。期間中は、申告相談のための資料がすべて会場にあるため、市役所内での相談受付はできません。

申告書の郵送

十五年中に収入がなかった人や申

歳入に占める市税の割合



(14年度決算額)

申告相談の必要がなく申告書の作成ができる人は、自分で書いて郵送で提出することをお勧めします。記載もれがないようにし、必要書類は忘れずに添付してください。

申告相談時間短縮のために

例年、申告相談会場が大変混み合います。待ち時間短縮のため、次の点にご協力ください。

- ① 名前、電話番号、扶養控除を受ける人の名前や生年月日などは事前に申告書に記入する。
- ② 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書を医療機関ごとに整理集計し、合計額を計算しておく。
- ③ 営業・農業所得や不動産所得の収支内訳書は事前に記入しておく。申告相談会場には、整理しまとめた領収書や帳簿類など、収支内訳書の内容のわかるものを持参する。
- ④ 申告会場に持参する領収書や帳簿類は十分に整理し、収支内訳書の内容がすぐわかるようにしておく。

申告Q&A

申告相談の会場でよく聞かれる質問にお答えします。

◎詳しくは、税務課申告事務対策室へ。☎内線142・143

所得がなくても申告は必要ですか？

Q 先日、市役所から申告書が送られてきましたが、昨年一年間は失業しており収入がありませんでした。それでも申告しなければいけませんか。

A 前年中、収入がなかった場合や、所得控除の合計額が所得の合計額より多い場合は、所得税の確定申告をする義務はありません。

しかし、どなたかの扶養親族として申告している人を除き、個人市・県民税の申告には、収入のなかった人が記入する欄がありますので該当事項を記入のうえ提出してください。提出されないと、所得証明書などの交付ができない場合もあります。

Q 小さいながら個人で事業をしています。申告書を送られてきません。申告しなくてもいいのですか。

A 前年課税がない場合など送られないことがあります。事業収入や少額のアルバイトなど、金額の多少にかかわらず収入があった場合は、申告が必要です。

Q 私は、十月で会社を退職しその後働いていません。収入はこの会社からの給与だけですが、申告の必要がありますか。

A 給与所得者は、勤務している事業所で年末調整を行い、市に給与支払報告書が提出されることになっています。したがって、通常、給与所得だけで、給与支払報告書が市に提出されている人は、申告の必要はありません。

あなたの場合、十月で退職されており年末調整が行われていないので、給与支払報告書に記載された以外の社会保険料や医療費控除などの所得控除を受ける場合には、申告が必要です。

生命保険などの受け取り金は？

Q 私は昨年生命保険を解約し、一時金を受け取りましたが申告の必要はありますか。

A 生命保険契約や損害保険契約等の一時金、満期返戻金についても申告が必要です。保険会社などからの支払明細書などをご持参のうえ申告してください。

医療費控除を受けるには？

Q 私の扶養している父が、昨年入院したため多額の医療費

を支払いました。医療費控除を受ける手続きはどうすればいいのですか。

A 医療費控除を受けるには、医療機関等に支払った金額と、高額療養費や生保・損保の入院特約などで補てんされた金額を把握していただき、医療費支払額の領収書と補てんされた明細を提示する必要があります。なお、控除額の計算は次のようになります。

※(支払医療費・保険金等で補てんされる金額)・(10万円と「総所得金額の5%」のいずれか少ない方の金額)・・・限度額200万円

市外にいる娘の扶養控除は？

Q 私の娘は、昨年四月から東京の大学に入学し、住民登録も東京に移しています。授業料その他生活費は私が負担しています。なお娘は、若干のアルバイト収入があります。

A 別居している親族などについても、生活費の援助をしている場合には扶養控除が受けられます。

ただし、その親族の昨年一年間の所得が三十八万円以下であることが条件となります。したがって、あなたの娘さんのアルバイトによる所得が三十八万円以下であれば扶

養控除が受けられます。

配偶者の税金は？

Q わたしの妻は、パートで勤めています。どのくらいの年収になると本人に所得税や市県民税がかかりますか。

A パート収入が百万円以下の場合、市県民税、所得税とも課税されません。(左表参照)

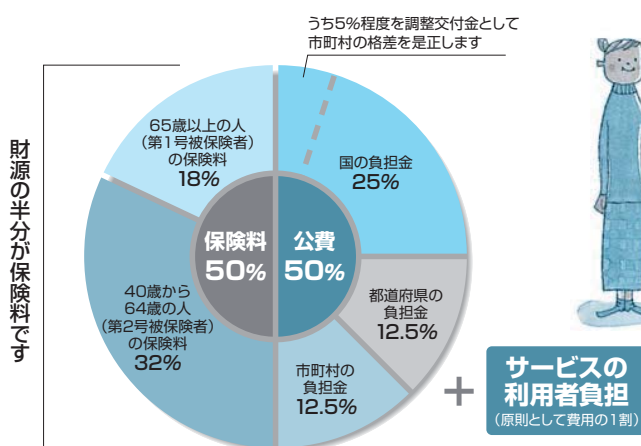
妻のパート収入	妻自身の税金		夫に適用される所得控除	
	市県民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられる
100万円超～103万円未満	かかる	かからない	受けられる	受けられる
103万円ちょうど	かかる	かからない	受けられる	受けられない
103万円超～141万円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる
141万円以上	かかる	かかる	受けられない	受けられない

※夫の所得金額が1,000万円以下、妻が基礎控除のみの場合

介護保険制度スタートからもうすぐ四年

新たな介護サービス事業所が続々と誕生しています

二〇〇〇年四月の「介護保険制度」開始からもうすぐ四年。市内には新たなサービス事業所が続々と誕生しています。サービス利用の増加など年々制度が普及してきており、昨年四月には介護保険料を見直しました。介護保険制度のしくみを理解していただき、より適切にこの制度を利用していただけるよう介護保険のあらましと状況をお知らせします。



みなさんの保険料が、よりよい介護保険をつくれます

介護保険の財源は、国や地方自治体の負担金と40歳以上の人々が納める保険料でまかなわれています。保険料は、介護サービス費用の保険給付分や介護サービスの整備など、介護保険事業にかかる費用にあてられています。

みなさんの保険料が介護保険制度を支えています

◆保険料が介護保険を支えています

今後ますます介護サービスの利用は増えていくと考えられます。十五年度の介護保険料の見直し(約三割増)は、十七年度までの三年間のサービスの伸びを見込んだもので、世帯員の市・県民税の課税・非課税状況に変わりがなければ、十七年度までの三年間の介護保険料は同額のままです。

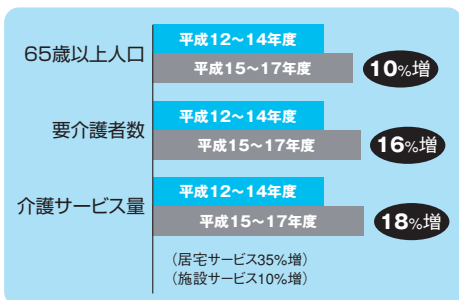
一方、介護サービスの利用が増えると介護保険料も増えるしくみです。十五年度から十七年度までの利用実績を踏まえ、十八年度に改めて介護保険料を見直します。

また、介護保険料の未納が続くと、償還払い※や利用者負担が一割から三割になります。

※介護サービス料をいったん全納し、後で市へ申請すると九割が払い戻されます。

【介護サービス量増加の主な理由】

- 高齢化の進行に伴い、要介護者の数が増えています。
- 介護保険制度の定着とともに、サービスを利用する人の数や利用量が増えています。



※厚生労働省資料より

介護サービス量は増え続けています

◆自立を目的とした制度です

介護保険制度は、高齢化や核家族化が進む中でも老後を安心して暮らせるよう、介護を社会全体で支えようと始まりました。

その特徴として、利用者自身がサービスを受ける事業所を選択し利用できるしくみになっています。自分に最適で納得いくサービスを受けるためにも、情報を収集して十分検討して選びましょう。

また、介護保険制度は、介護が必要になった場合でも、できるだけ自宅で暮らせるよう支援するためのものです。

あくまで、自立を目的として利用することが大切です。必要以上のサービスにより自立が妨げられることのないよう注意しましょう。

最上地域の介護保険指定事業所

県指定/平成16年1月1日現在

区分	No	事業所名	所在地	電話	サービスの種類	
居宅サービス	①	もみの木訪問介護事業所	大手町2-60	28-7345	訪問介護	
	②	ケアワーク新庄訪問介護事業所	上金沢町9-37	22-2415		
	3	コムスン新庄ケアセンター	金沢字前野2137-6	28-8266		
	4	新庄地域福祉事業所ヘルパーステーションさんのほり	小田島町3-15	28-9371		
	⑤	ケアステーション21新庄支店	松本208-3	29-2330	訪問介護 訪問入浴介護	
	⑥	ピフビーサービス	堀端町2-41	22-9713		
	⑦	土田医院訪問介護(看護)ステーション	桧町18-2	居宅支援 23-7011 サービス 28-8272	訪問介護 訪問看護	
	⑧	訪問看護ステーション新庄	住吉町3-8	28-7330		
	⑨	デイサービスセンターあじさい	本合海字福田界1802-25	26-2277	通所介護	
	⑩	デイサービスセンター第二あじさい	泉田字上村西170	25-2223		
	⑪	(大手町デイサービスセンター)	大手町2-83	28-7560		
	12	老人デイサービスセンター「かつろく」	金沢字西ノ山3027-10	28-7870		
	13	ほっと新庄デイサービスセンター	泉田字下村西19-43	25-2010		
	14	デイサービス オープンハウスこんべいとう	栄町6-1	29-2301		
	15	おたふくの家	松本208-3	28-7020		
	⑬	新庄徳洲会病院	鳥越字駒場4623	23-3434		通所リハビリ 短期入所療養介護
	⑭	新庄薬師園	金沢字西ノ山3027-4	23-6208		
	⑮	エーデルワイス	本合海字福田界1802-3	26-2685		
	19	新寿荘	本合海字福田界2645	26-2316	短期入所生活介護	
	20	かつろくの里	金沢字西ノ山3027-10	28-7870		
	21	(グループホーム大手町)	大手町2-83	23-8080	痴呆対応型共同生活介護	
	22	医療救急サービス ヘルスケアショップ シーブ	大町2-26	22-1199	福祉用具貸与	
	23	さふらん新庄店	鳥越字駒場1488-75	28-7355		
	⑳	ほし薬局	鉄砲町3-1	28-8693	※居宅介護支援事業のみ	
施設サービス	1	新寿荘	本合海字福田界2645	26-2316	介護老人福祉施設	
	2	かつろくの里	金沢字西ノ山3027-10	28-7870		
	3	みすぎ荘	金山町大字金山字荒屋829-1	52-3300		
	4	紅梅荘	最上町大字向町683	43-3661		
	5	えんじゅ荘	舟形町大字長者原1712-1	32-3550		
	6	福寿荘	真室川町大字木ノ下1101-1	62-2396		
	7	悠悠	真室川町大字新町469-5	62-3431		
	8	翠明荘	大蔵村清水字白須賀3137-60	75-2601		
	9	ひめゆり荘	鮭川村大字石名坂589-7	55-3480		
	10	まごころ荘	戸沢村大字蔵岡字野中沢前山2759	34-7011		
	11	エーデルワイス	本合海字福田界1802-3	26-2685	介護老人保健施設	
	12	新庄薬師園	金沢字西ノ山3027-4	23-8060		
	13	やすらぎ	最上町大字向町64-3	43-3378		
	14	舟形徳洲苑	舟形町富田字富田135-1	35-2228		
	15	新庄徳洲会病院	鳥越字駒場4623	23-3434		介護療養型医療施設

※番号が○で囲まれた事業所は居宅介護支援を行っています。 ※()内の施設は16年3月に開所予定です。

サービスの種類

- 居宅介護支援**／ケアプランの作成やサービス事業所との連絡調整、介護保険施設への紹介など利用者のケアマネジメントを行うサービス。
- 訪問介護**／ホームヘルパーが家庭を訪問して行う日常生活の手助け。
- 訪問看護**／看護師が家庭を訪問して行う病状観察や簡単な手当てなど。
- 通所介護**／デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴・日常動作訓練などを行うこと。
- 通所リハビリ**／できる限り自立した日常生活を送るため介護老人保健施設などに通い機能回復訓練を行うこと。
- 短期入所**／家庭で療養する高齢者が短期間施設に宿泊しながら介護を受け、機能回復訓練などを行うこと。
- 痴呆対応型共同生活介護**／痴呆の状態にある高齢者が少人数(5～9人)で共同生活をしながら介護スタッフによる日常生活支援を受け、機能回復訓練などを家庭的な環境で行うこと。

- 福祉用具貸与**／心身の機能が低下した高齢者に車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具を貸し出すこと。
- 介護老人福祉施設**…常時介護が必要で自宅では介護が困難な人が利用する施設。日常生活での介護や療養上の世話が受けられます。
- 介護老人保健施設**…医学的管理のもと看護・介護・機能回復訓練が受けられる施設。日常的介護も含めたケアで家庭への復帰を支援します。
- 介護療養型医療施設**…急性期の治療後に医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関施設。医療・看護・介護・機能回復訓練などが受けられます。

◎詳しくは、福祉事務所高齢障害支援室へ。☎内線551



総合型地域スポーツクラブは このような夢を実現します!



■地域住民のだれもが参加できます

●多世代

自分の体力や技能レベル、年齢の高低を問わず、生涯を通じて継続的に気軽にスポーツに親しむことができます。

■多様な楽しみ方ができます

●多様目

自分のやりたい種目を、いくつでも選択して、楽しむことができます。

■会員の自主性が生かされます

●自主運営

クラブの運営や活動の企画は会員自らが行ないますので、一人ひとりのニーズが生きるとともに、クラブに愛着が生まれます。



■長期的・計画的な育成ができます

●一環指導

指導者が配置され、子どもたちから高齢者まで一貫した指導が受けられます。

■より多くのメリット

●受益者負担

会費を支払い会員になることで、クラブが企画する多くのメリットを受けることができます。

■会員の活動を確保する

●拠点施設

活動の拠点となるスポーツ施設、クラブハウスがあり、定期的・継続的な活動を行なうことができます。

「総合型地域スポーツクラブを考える会」では共通の理解を深めるため、さまざまな意見交換が行われています。

Q 学校の運動部活動との関係はどうなりますか？

A 学校週5日制が実施され、スポーツ環境は変わろうとしています。その過渡期である今は、地域との連携・協力のもと、児童生徒の多様なスポーツ欲求に応えていくために、地域におけるスポーツ活動の基盤整備を図っていく必要があります。

Q 既存のスポーツ団体はどうなりますか？

A 総合型地域スポーツクラブ設立の推進母体の一員として、クラブ計画や準備に参加します。設立後は、各団体

の持っている指導・行事運営などのノウハウを活用することが望めます。

Q クラブの運営経費はどうなりますか？

A 基本的には会員の払う会費によりまかなわれます。運営の原則は、「みんなのクラブは、みんなで育てる」という考えに基づくボランティアシップと受益者負担が基本となります。

◎ご意見・ご感想をお寄せ下さい。詳しくは、生涯スポーツ課(市体育館)へ。 ☎22-0681 ☎22-0691

◎詳しくは、健康課健康推進室へ。 ☎内線513~516

健康メモ

「心のかぜ」に注意!

ストレスの多い現代、心の病気として、うつ病や不眠症などが増えています。うつ病は、「心のかぜ」ともいわれ、人によっては知らないうちにかかり、自然に治っていくこともあります。しかし、重症になると自殺などの危険性もあります。

「心のかぜ」にかかりやすいのは、病気、転勤など、心の負担が急激に増加・軽減する時です。

うつ病の主な症状としては、次のようなものがあげられます。

【意欲の低下】注意力・決断力・集中力・物事への関心がなくなる、対人関係を避けたいくなる

【気分低下】憂うつになる、絶望感・悲壮感におそわれる、自分を責める、情緒不安定

【身体の不調】食欲不振、不眠、吐き気、めまい、体重の減少

うつ病は、抗うつ薬(元気を出すための薬)と十分な休養で治すことができます。心の病気は、体の病気と同じで特別なものではありません。

うつ病に限らず心の不調に気づいたら、早めに精神科などの専門医を受診しましょう。また、市や保健所では心の相談を行っていますので、ご利用ください。

御家老の江戸だより

◆新庄藩江戸家老
荒木 孝さん(千葉県在住)

ようこそ！しんじょうへ

国が掲げる「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の事業として、「ようこそ！ジャパン・上海二〇〇四日中文化観光交流展」が、一月十日、十一日に上海市の上海国際会議中心(会議場)において開催されました。

私の勤務する鴨川シーワールドも、千葉県、近畿日本ツーリスト、千葉県旅館連盟などと協力し宣伝ブースを出展することとなり、直前にニュースにでたSARSの事で会社の仲間から冷やかされながらも上海に行ってきました。



▲上海市にて(荒木さんは前列左端)

上海国際会議中心の会場は、各都道府県、旅行エージェンツ、観光施設の宣伝ブースが約九十設置され、ブースごとに特色あるプロモーションを実施し地元のお客

様にアピールしておりました。両日合わせ約一万五千人が訪れ、皆、異国の地の観光キャンペーンに興味を抱いた様子うかがわれました。

現在、中国国内から海外に旅行できるのは北京市、上海市など限られており、ビザの発行にも時間がかかり、また日本に旅行する場合は日本円で約百万円の保証金を払わなくてはならず(上海で大学卒業の給料が日本円で三万円くらい)、まだまだ一般の人々が気軽に海外旅行できるとは思えません。

しかしながら日本がその昔、一ドル三百六十円の時代にハワイに旅行するのが夢であったのが、現在だれもが気軽に海外旅行を楽しめる時代になったのと同じように、中国も時間的には日本よりも早くその時代になる予感がします。中国だけでなく、現在台湾や他のアジアの国からは多くの旅行者が日本の各地を訪れております。これから先、我が故郷・新庄も、観光資源を生かし、国の内外を問わず多くの人を訪れるよう祈っております。

いきいき 新庄人

健康の基本は「食事」です

管理栄養士・笹美知子さん(宮内町)

「食事が健康の基本であり、薬を飲む前に食事に気をつけることが大事です。」と語る笹さんは、管理栄養士として公共施設や県内の病院などで栄養生活指導や健康教室など幅広く活躍しています。また、生活習慣病の食事療法や食生活改善のための料理教室や、市民プラザで毎月、料理教室「カントリーキッチン」を主宰し、食を通じた健康生活の普及に努めています。

「料理教室ではフランス料理を中心にいろんなジャンルのものを教えていますが、得意な料理はこの地方の郷土料理で和食も好きです。身近な栄養指導の方法として料理教室を開いていますが、とにかく管理栄養士の料理教室は「これは食べてはだめ」「これはこうしましょう」などと堅苦しいイメージを持たれがちです。私の教室は、私自身が何よりも料理を作り食べることが大好きなので、栄養学を取り入れながらもいかに料理を楽しむかを常に考えています。料理は総合的なクリエイティブな作業で、料理の彩り、器選びなど作った人のセンスが問われると思います。



ですから「料理はおいしく、上手におしゃれに」をモットーに料理教室を開いています。」

「妊婦さんが無事出産したり、栄養指導した方の検診結果が良くなったときは、本当にうれしいです。料理教室に参加してくださる方たちにはいつも力をもらっています。また、月一〜二回上京しての勉強や本場での本物に触れることなど、私もプロの料理人から指導を受けることが楽しくて仕方ありません。」

「食生活改善のワンポイントアドバイスは、毎日の食生活を見直し、規則正しく体の活動に合わせた食事を取ること。朝と昼は身体のエネルギー源となる糖質や脂質を、夕食は筋肉や骨など身体をつくるためのたんぱく質、カルシウムなどを積極的に取りましょう。夢は、料理を通して地域医療に貢献することです。」と語る笹さんの笑顔は、人生を楽しむ喜びと輝きに満ちています。



▲笹さん主宰の料理教室「カントリーキッチン」

聞 録

季節の話題・市政の動き・催しなどを紹介するページです



▲こども民話教室の児童たちが「なしだんご飾り」(1月10日/歴史センター)



▲エフエム・フラワーの公開録音や劇団による寸劇などが行われた男女共同参画講座(1月17日/市民プラザ)



▲多くの市民が参加した県立新庄病院創立50周年記念・医療講演会(1月10日/市民プラザ)



▲新たな認定農業者が誕生(1月16日)



▲餅つきや踊り、大正琴が行われた「ゆめりあ初夢まつり」(1月11日)



▲第14回かもしかおたのしみ会(1月18日/ゆめりあ)

なしだんご飾り

新庄民話の会の「こども民話教室」の児童たちが、新庄の伝統的な風習や文化を体験しようと、ふるさと歴史センターに「なしだんご」を飾りつけました。小正月の年中行事として古くから伝わる「なしだんご飾り」。子どもたちが、思い思いに餅や小判、鯛などの縁起物をかたどった飾りを取り付けると、ホールの雰囲気がいっそうにぎやかになりました。

男女共同参画講座

最上地域の男女共同参画講座が開催され、現代の男女のあり方を見つめ直しました。エフエム・フラワーによるトーク・公開録音や村山市の劇団「さんかくしかく」によるユーモラスな寸劇が行われ、会場は大いにわきました。また、テレビなどで有名な弁護士・住田裕子氏の講演があり、「働き手の不足で、女性の社会進出が経済を支える時代になる」と、男性の家事・育児への協力の必要性について訴えました。

新たな認定農業者が誕生

農業経営の発展をめざす農業者に市長から認定書が手渡されました。「認定農業者制度」は、農業の夢を数字にした経営改善計画書を市が認定し、関係機関が支援していこうという制度です。今年度の認定者は18人。現在、新庄市では、総勢177人の認定農業者が農業の未来を切り拓くため、懸命に取り組んでいます。

かもしかおたのしみ会

「第14回かもしかおたのしみ会」が開かれ、多彩なステージが繰り広げられました。この催しは、かもしかクラブ連合会が子どもたちに交通安全の大切さを知ってもらおうと毎年行っているもの。会場の子どもたちも「ストップのおやくそく」に一緒に声进行を合わせ、歌い踊り、楽しみながら交通ルールを学びました。



試験通水を開始

積雪期における流雪溝の水源不足を解消するため、消流雪用水事業の試験通水が昨年に引き続き始まりました。農業水利施設を使って最上川から水をくみ上げ、市街地へ朝・昼・夕に通水しています。流量、到達時間、水質・水温などのデータ測定を行いながら、流雪溝利用組合などの住民組織づくりを進めています。通水期間は2月17日までの予定です。



▲消流雪用水事業の試験通水を開始(1月26日～2月17日)

21世紀のアーティスト

新庄・最上地区の8つの私立幼稚園児が絵や工作などを展示する「21世紀のアーティスト」展が開催されました。今年で第4回を数え、オープニングセレモニーでは、園児たちが手話を交えた合唱を披露。期間中、会場には園児600人の個性あふれる作品が展示され、訪れた人の目を楽しませました。



▲「21世紀のアーティスト」新庄・最上地区の私立幼稚園児たちの作品展(1月23日～29日/ゆめりあ)

寒中植花

中心市街地を元気にしようと、商店主や有志など約100人が、南本町と北本町2つの商店街に冬でも咲き続けるパンジーなど約1千株の花を植えました。参加者からは「街の活性化の第一歩になれば。取り組みがもっと広がってほしい。」との声が聞かれ、冬の商店街を彩りました。



▲中心街を活性化しようと商店主や有志が「寒中植花」(1月26日/南・北本町商店街)



▲太鼓や歌、作品展示など「障害者の日」記念事業として開催された「いっばいフェスタ2004」(1月16日/ゆめりあ)

ひなまつり展

城下町だった新庄に今も多く残る藩主や旧家ゆかりの雛人形・雛道具。高さ70センチほどの享保雛や古今雛、押し絵雛、琉球人形、土人形など約800点が華やかに飾られています。



▲ひなまつり展(1月31日～4月4日/歴史センター)



▲市民雪セミナー「雪との共生と新産業」(1月24日/雪の里情報館)

栄光をたたえて

■新庄市あじさい表彰「感謝状」

八鍬昭良(升形下2) 加藤多一(角沢1)
農業協力員として地域農業の振興に尽力

■第44回冬季ロードレース

【中学男子(3キロ)】優勝 渡邊光



ら・せ

イベントや行政案内など
まちの情報を紹介するページです

特許・意匠・商標なんでも110番
知的財産権全般について弁理士が
無料で相談に応じます。

©日本弁理士会 ☎03-3519-2707

募集

新庄TCMから

ママ・ナビ ステーション
親子イベントデー

▼とき ①2月20日(金)、②24日(火)いずれも午前10時30分～11時30分

▼ところ ママ・ナビ ステーション(わらすこ広場隣り)

▼内容 ①おかあさんのための「バルボンさんの絵本の会」、

②風船アート体験・紙芝居

▼参加費 無料

▼申し込み 2月19日(木)まで

▼対象 子育てママの商店街ツアー(子育て中の人(先着15人))

10時～午後1時

▼集合 ママ・ナビ ステーション

▼内容 老舗や新しい店を巡り

商店街ならではの魅力を体験

する ▼参加費 850円(昼食代)

▼申し込み 2月23日(月)まで

※いずれも無料託児あります

▼新庄TCM ☎28-8319

くれよんはつす

ボランティアスタッフ

▼対象 どなたでも

▼内容 発育に心配のある子の

日常訓練と支援

▼受付 随時

▼NPO法人・くれよんはつす

☎23-6681

オープンハウスこんべいとう

ボランティアスタッフ

▼対象 どなたでも

▼内容 託児、託老、デイサー

ビスなどの日常生活の手助け

▼受付 随時

▼NPO法人・オープンハウス

こんべいとう ☎29-2301

「輝け交流の輪」

食文化交流会

▼とき 2月22日(日)午前10時～

午後2時 ▼ところ 市民プラザ

▼内容 地元婦人会と来日婦

人の食文化を通じた交流

▼参加費 無料 ▼申し込み 2

月20日(金)まで電話で

▼NPO法人・国際交流支援会

☎090-1495-9858

権利擁護セミナー

▼対象 どなたでも

▼とき 3月13日(土)午後1時

30分～4時15分

▼ところ 市民プラザ

▼内容 「親なき後の障害者と

一人暮らし高齢者を守るには」

語りの原点・新庄の大地 ～第18回みちのく民話まつり～

2月28日(土)

●民話茶屋／午前11時～午後0時30分／民話茶屋5軒 ○わらすこ語りくらべ／午後1時45分～2時30分／歴史センター ○産土の語り／午後3時～5時／歴史センター

2月29日(日)

●囲炉裏火が照らす
語りの魅力／午前9時30分～11時／旧矢作家住宅



「三枚のお札」

◎詳しくは、歴史センターへ。☎22-2188

16年度 新庄市交通災害共済

交通災害共済は、市民の皆さんが会費を出し合い、交通事故にあった場合に見舞金を支給する「たすけあい」の制度です。

- 年会費 大人350円、中学生以下300円
- 申し込み 2月下旬に区長を通じて全戸配布します。

◎詳しくは、環境課消防交通室へ。
☎内線435・436

秋篠宮ご夫妻を お迎えしましょう

「山形もがみ国体」にご臨席の際
雪の里情報館を訪問なされます

奉送迎場所は次のとおり指定されています。

- 2月20日(金)
午後2時20分ころ＝新庄駅西口前、午後2時30分ころ・3時30分ころ＝雪の里情報館前、午後3時35分ころ＝南本町通り(山形銀行新庄支店前～新庄信用金庫本店前)
- 2月22日(日)
午後1時50分ころ／新庄駅西口前

◎指定場所以外では奉送迎しないでください。詳しくは、総務課☎内線218、雪の里情報館☎22-7891へ。

講師／社会福祉士・荒木昭雄
氏・柴田邦昭氏 ▼参加費 無料

▼定員 先着100人

▼申し込み 3月5日(金)まで

▼市社会福祉協議会

☎22-5797

保健セミナー

「心の安らぎと音楽」

▼対象 働く人・事業主

▼とき 2月25日(水)午後1時

30分～3時30分

▼ところ 市民プラザ

▼内容 保健相談と地元演奏者

による生演奏会 ▼参加費 無料

▼申し込み 2月20日(金)まで

▼最上地域産業保健センター

☎22-0944

予備自衛官補募集

▼(一般公募)

▼採用年齢 18歳以上34歳未

満

▼とき 2月23日(月)～3月9

日(火)午前8時30分～午後5時

▼ところ 市選挙管理委員会

お知らせ

農業委員会委員
選挙人名簿の縦覧

▼とき 2月23日(月)～3月9

日(火)午前8時30分～午後5時

▼ところ 市選挙管理委員会

▼自衛隊新庄募集事務所

☎22-5057

▼訓練 3年間に50日

▼採用年齢 18歳以上55歳未

満 ▼技能区分 衛生、語学、

整備、情報処理、通信、電気、

建設などの国家資格が必要

▼訓練 2年間に10日



労災保険相談ダイヤル

○フリーダイヤル(無料) 0120-158-031
 ◎労災保険情報センター山形事務所
 ☎023-633-2152

2月のお・知

相談
など

3月の市・県民税申告相談

- 会場 市民文化会館小ホール
- 受付時間 午前9時～午後3時
- 1日(月) 新田、飛田、庚申、蛇塚、上野、大町、下田町
- 2日(火) 梅ヶ崎、一本柳、中山、本町、堀端町
- 3日(水) 太田、荒小屋、高壇、北新町、北新町団地
- 4日(木) 木栄町、栄町、落合町、冷水沢、小泉、北町
- 5日(金) 住吉町、上西山、滝ノ倉、円満寺町、沖の町
- 8日(月) 小月野、月岡、西町、川西町
- 9日(火) 万場町、東本町、沼田町
- 10日(水) 上・下山屋、常葉町、東天町
- 11日(木) 中山町、石川町、明倫通り、三本橋
- 12日(金) 茶屋町、上茶屋町、中道町、宮内町
- 15日(月) 新町、千門町

◎今年から申告相談会場は、市民文化会館のみとなります。申告期間中に市役所での相談はできません。詳しくは、税務課申告事務対策室へ。 ☎内線142・143

「子育てフレンズ」養成講座

- ～楽しいおはなし会と布絵本の世界～
- と き 2月29日(日)午前10時～正午
 - と ころ ゆめりあ 花と緑の交流広場
 - 内 容 手遊び歌、エプロンシアター、布絵本・遊具の展示(午後3時まで)など
 - 申し込み 2月20日(金)まで
 - 受 付 平日午前9時30分～午後3時30分
- ◎参加無料です。詳しくは、やまがた育児サークルランド最上地区(新庄親子劇場内)へ。 ☎22-7714

あそびの広場と巡回相談

- わらすこ広場 毎週 月曜日午後・金曜日午前
 - わくわく新庄 第1・3火曜日午前
 - 保健センター 第2・4火曜日午前・午後
 - 萩野地区公民館 第1木曜日午前
 - 八向地区公民館 第3木曜日午前
- ※午前＝9時30分～11時30分
 (わらすこ広場のみ午前10時から)
 午後＝1時30分～3時30分
- ◎祝祭日は休みです。詳しくは、子育て支援センターへ。 ☎29-2871
 ※お知らせ版1月23日号に掲載した日程に誤りがありました。お詫びして訂正します。

- ▼対象 事業主、人事労務担当
- ▼受付期限 2月末日
- ▼書類の有効期限 17年3月31日
- ▼提出方法 持参または郵送で
- ▼総務課 ☎22-2674
- ▼対象 16年度分の建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・工事材料など
- ▼受付 総合開発センター(城南町) / 午前9時～4時(昼を除く)
- ▼参加資格申請書の受付 ☎内線420・421

- ▼とき 2月20日(金)午後1時30分～3時30分
- ▼ところ わくわく新庄
- ▼参加費 無料
- ▼とき 2月28日(土)午後1時30分～4時
- ▼ところ ゆめりあ
- ▼内容 1部 / ちゃれんこ公演、劇団ゆう・オペレッタ「白鳥の湖」、2部 / 講演「講師Ⅱ劇団ゆう理事長・菊田楨一氏」、3部 / ミュージカル・ナンバー
- ▼とき 2月28日(土)午前10時
- ▼ところ 市民文化会館
- ▼前売券 小学生以上1,000円
- ▼無料託児所あります(2月26日まで予約が必要)
- ▼新庄専門店 ☎22-6833

- ▼とき 2月28日(土)午前10時、午後2時、午後7時
- ▼ところ 市民文化会館
- ▼推進支援助成事業
- ▼対象 4月1日～9月30日に行う事業、または年間を通して実施する事業
- ▼助成額 30万円まで
- ▼申し込み 3月10日(水)まで
- ▼山形県国際交流協会 ☎023-647-2560

「協働推進のための指針」策定委員を募集します

- 市民と行政のパートナーシップをいかに進めるか、また、どのような協働を目指すのか、その道しるべとなる指針を一緒に作りませんか。
- 対象 市内に居住・通勤・通学している人、現在本市の他委員会等の委員でない人、公益的な観点から意見を述べられる人(年齢制限なし)
 - 募集人数 10人程度(無報酬)
 - 応募方法 ①住所・氏名・電話番号・生年月日・性別、②現在の職業・勤務先、③経歴(職歴、学歴など)、④地域活動の状況、⑤応募した理由(100字以上)を記載した申込書(様式は自由です。なお、企画調整課に申込書を用意しています。)を郵送、ファクス、持参などで提出のこと
 - 応募期限 3月5日(金)
 - 詳しくは、企画調整課市民協働広報室へ。 ☎内線245・246

年金の現況届を忘れずに

- 年金を受けている人は、毎年誕生月に「年金受給権者現況届」を提出しなければなりません。現況届のはがきは、誕生月の上旬に本人あてに送付されますので月末までに提出しましょう。
- 現況届は、引き続き年金を受けるために必要です。提出が遅れると、年金の支払いが一時差し止められることがありますのでご注意ください。
- ◎詳しくは、新庄社会保険事務所 ☎22-2050、市民課国民年金担当 ☎内線134へ。

「豊かな心をはぐくむ」

——新しい時代への人づくり——

県内でも増えつつある「学校の2学期制」。長年続いた3学期制を2学期制にすることで、ゆとりある教育を実現しようという取り組みです。今回は2学期制の導入の概要について紹介します。

2学期制とは？

現在、新庄市の小中学校は夏・冬・春の長期休業を境に3学期制をとっています。2学期制とは、一年間を十月を境にして前期・後期の二つの学期に区分することです。長期休業は従来どおりですが、休業日数を少し減らし秋休みなどを設定して前期・後期を区切ることで多いようです。

2学期制のメリット

学習指導要領は、完全学校週五日制のもと、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、子どもたちに基礎的・基本的な事柄を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことをねらいとしています。その表現には、子どもたちが落ち着いた生活を送りながら、じっくり学習に取り組めるよう教育課

程の工夫・改善が必要です。

これまでと同様に特色ある教育活動を行いながらも、従来の3学期制の慌ただしさを緩和し、子どもたちの生活に時間的・精神的なゆとりを確保してあげることが求められます。また、2学期制の導入で学期を長期化することにより、学習の継続性が得られ、学習指導にもゆとりができ、一人ひとりにきめ細やかな指導が行えます。

今、学校では、2学期制導入に向け、学校行事、日課表、長期休業の活用法、学習指導や評価・通知表など、あらゆる点で見直しを進めています。

2学期制で変わる点

期待したいこと

○長期的な学期のサイクルにより、これまでよりじっくりと指導ができ、ゆとりの中で実感を持った理解・学び方、教科などの基礎・基本を身につけることができる。



▲授業風景(泉田小)

○夏・冬季休業前後の始・終業式がなくなり、授業時間を確保できる。
○年間行事を柔軟に設定できる。

○長期に継続して課題解決に向けて取り組むことができる。長期休業中も学期の途中であり、しっかりとした目標を持って学習に取り組むことができる。

○極端に短い学習期間(3学期)がなくなる。

2学期制の導入

市校長会などの研究を受けて、十七年度から、市内の小・中学校すべてにおいて2学期制を導入する予定です。各学校の実態に応じて十六年度から試行・実施する学校もあります。実施校については後日説明会を行います。

(新庄市教育委員会)

地名伝説

神社等に由来する町名

——宮内・宮田・本宮など——

神明町(通称町名)が、金山から移し祭った神明神社に、また、宮内町は、七所明神(お宮)に由来する町名であることは前に触れた。その宮内の七所明神は、元は萩野二枚橋にあったといわれ、土地の人たちは、そこを「元宮内」と呼んでいるといふ。

七所明神は最上郡内の七カ所にあり、それぞれ大山守皇子の身体の一部を祭った明神で、由来は応神天皇の皇位継承をめぐることであるから、奈良時代以前のことである。時代的にどこまでさかのぼれるかは別としても、江戸時代以前のこの地方の豪族たちに庇護され、また、戸沢氏が入ってきたからも広い領地を与えられてあつく信仰されてきた。

角沢集落には宮田という小字名があるがこれは、角沢にある七所明神に由来しているようである。江戸時代の記録「新庄領村鑑」の角沢村の項に、宮田に七所大明神があることが記されているので、この「宮田」はまさに角沢七所明神の領地(田)をいっている。

また同じく、鳥越村の項に、本宮に鳥越の七所大明神があることが記されている。現在は、「本宮」とい

～図書館はオアシス～

BOOKS NOW!

今月のおすすめ

『たったひとつのたからもの —息子・秋雪との6年』

加藤浩美 著

「人の幸せは、命の長さではないのです。」今現在を楽しく元気に過ごせたら、それが一番大切に喜ぶべきこと…。105枚の写真と母・浩美さんの文章で綴る、加藤秋雪くんの6年間。



●今月のテーマ展示●

『手話・点字』

手話や点字の本を手にとられたことがありますか。図書館にはたくさん資料があります。手話・点字本のほか、絵本やバリアフリー関連書を集めましたので、ご覧ください。

新着図書

- ▲ 蛇にピアス(第130回芥川賞受賞) 金原ひとみ
- ▲ ダンボールボートで海岸(第27回さる文学賞受賞)千頭ひなた
- ▲ 「昔むかし」松田けんじ
- ▲ 俳遊の人・土方歳三管 宗次
- ▲ 雪ひらく小池真理子
- ▲ 百の旅千の旅五木 寛之
- ▲ 豆腐小僧双六道中ふりだし一本朝妖怪盛衰録一京極 夏彦
- ▲ 老いること暮らすこと平岩 弓枝
- ▲ 山形「民俗」探訪武田 正
- ▲ 夜盗なかにし 礼
- ▲ 千の風になって(日本語詩) ..荒井 満
- ▲ 語る一大リーグ1年目の真実一 ..松井 秀喜
- ▲ 左腕の猫藤田 宜永
- ▲ 烈火の月野沢 尚
- ▲ 異国の狐—とげ抜き万吉捕物控— 東郷 隆
- ▲ The end倉阪鬼一郎
- ▲ パソコン事務の仕事ができる ..平山 美江
- ▲ マンガ金正日入門李 友情
- ▲ わたしがあなたを選びました ..鮫島 浩二
- ▲ 簡単!びっくり!炊飯器クッキング主婦と生活社 編
- ▲ 愛妻日記重松 清
- ▲ いじん幽霊—完四郎広目手控— ..高橋 克彦
- ▲ 巷説天保水滸伝山口 瞳
- ▲ 口語訳詩で味わう百人一首(児童書)佐左木幸綱

※第130回芥川賞・直木賞受賞作は、すべてありますので、どうぞご利用ください。

ミニバスケットで大活躍 めざせ!全国優勝

一月六日、「第二十八回山形県ミニバスケットボール交歓大会男子」で優勝した新庄スポーツ少年団(新庄小チーム)と「女子」で準優勝した新庄リトルラビッツ(北辰小・沼田小混合チーム)が報告のため市長を訪れました。

新庄スポーツ少年団の子どもたちは「優勝できてうれしいです。」と口々に笑顔で語り、コーチからは「がまんして流れをつかみ自分たちのバスケットができました。」と苦戦を制した決勝戦での様子の報告がありました。

三点差で惜しくも準優勝だった新庄リトルラビッツは、「決勝で負けたのはくやしう。」と準決勝

で宿敵のチーム・うめばちに勝てたのがうれしい。「夏の大会よりもいい試合ができました。」と大会を振り返りました。

それぞれのチームから、日ごろの練習状況や「個々の運動能力が優れたチームプレーで勝つチーム」と特徴が紹介され、「全国大会では優勝めざしてがんばります。新庄の名を広く全国に知らしめてきます。」と、全国大会へ向けての意気込みが語られました。

市長は、「わたしも昔、プロスポーツの世界にいたので、優勝することの難しさ、厳しさは良くわかります。全国大会でもがんばってください。」と激励しました。



▲県大会での活躍を報告(1月6日/市役所)

新庄スポーツ少年団は三月の全国大会、新庄リトルラビッツは二月の東北大会に出場します。子どもたちの健闘を応援しましょう。

う小字名はなく、現在の鳥越七所明神(鳥越八幡神社境内)とは少し離れているが、「本宮後(口)」と「本宮前」という小字がかかり広い範囲である。その一部が通称の本宮町と重なっているようであるが、この「宮も、七所明神か、あるいはこの広さからすると、藩主の建立した八幡神社などの神社に由来しているかとも考えられる。

「口」してみると、「福宮」「宮野」なども神社に由来するものかと推察されるが、「新庄領村鑑」にもともと本合海村に属していた土地を新田開発して福宮村を作り、宮野はその枝郷である、と記されているだけなので、詳しくはわからない。

(市史編さん室)

かつろく思い出の四季

ふみだら



今のように、雪道は機械で掃くとか、水で消雪する時代ではない。冬の新庄では、朝の道つけは一仕事であった。

朝早く起きて、近所の人とあいさつを交しながら、家の前を中心に歩きやすくすることは隣近所の義務と考えられていた。それで、どこの家でも雪を踏み固めるふみ俵を用意していた。

作った杵を入れて引縄を通しておく。右拳足の時は右手で縄を引き、左拳足の時は左手で縄を引き、交互に踏んで道をつけていく。一晩に30〜40cmと雪の降ることも珍しくないが、ふみ俵があれば大丈夫だ。だが、いったん転ぶとなかなか起きあがれない。ふみ俵は、豪雪地の新庄では生活の必需品であった。

天気の良い日には、家の前で棒にふみ俵を逆さにして乾してあるのが、よく目についた。

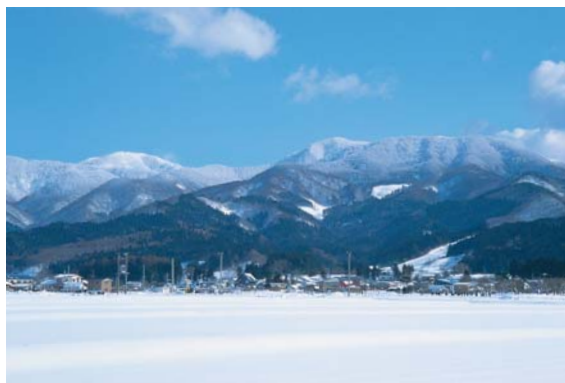
絵〓三条正美、文〓笹喜四郎(昭和六十一年新庄市発行)

かむてんクイズ



さて問題です。介護保険制度を支える介護保険料を納めるのは何歳からでしょう。①30歳、②40歳、③50歳／はがき・ファクス・メールに「①答え、②住所、③氏名、④年齢、⑤電話番号、⑥広報紙を読んだの感想など」を書いて、〒996-8501新庄市企画調整課市民協働広報室あて、2月25日まで応募してください。

ファクス22-0989／eメール kikaku@city.shinjo.yamagata.jp



1月号には28件の応募があり、正解は「③最上川」でした。広報1月号を読んだ感想から紹介します。「私は10年間、村山地域に住みました。雪は新庄市と同様な積雪がありますが、除雪態勢や流雪溝の整備などは断然新庄市のほうが優れています。経費がかかって大変ですが、環境整備と住民の協力で住み良いまちづくりを進めれば、市の発展はあると思います。」

2月号では、20人に図書券500円分をプレゼントします。

紙の真実

冬は楽しい! ～市民スキー場～



開場から4シーズン目を迎えた市民スキー場で行われた市民スノーボード教室。晴天にも恵まれ、子どもから大人まで2日間で60人が参加。新庄スノーボードスクールの丁寧な指導で少しずつ上達しながら、白銀の世界を思い切り楽しみました。

○	12 月末現在の 新庄人
	41,523人 (41,713人)
○	女 21,615人 (21,657人)
○	男 19,908人 (20,056人)
	世帯数 13,447世帯 (13,354世帯)
○	12月の異動
	出生 28人 (27人)
○	死亡 51人 (27人)
	転入 86人 (62人)
○	転出 51人 (61人)
	※()は1年前の住民基本台帳